

認可地縁団体が所有する不動産の所有権移転登記について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の46第1項の規定により、次の認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため所有不動産の登記移転等に係る公告申請がありましたので、当該申請を相当と認め、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

このことについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

令和7年 8 月 25 日

佐世保市長 宮島 大典



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	東大久保町二組町内会
区 域	佐世保市東大久保町 6 番 8 号～9 番 48 号、西大久保町 5 番 28 号～5 番 37 号
主たる事務所	長崎県佐世保市西大久保町 5 番 30 号

2 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延床面積 (㎡)	所 在 地
東大久保町二組集会所	50. 67㎡	佐世保市西大久保町 121 番地

・土地

地 目	面 積 (㎡)	所 在 地
宅地	107. 43㎡	佐世保市西大久保町 121 番

上記不動産の申請前の表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所等

氏名又は名称	住 所	持ち分
谷口 明	佐世保市西大久保町5番 32 号	5 分の 1
吉田 龍一	佐世保市東大久保町6番 23 号	5 分の 1
平野 鐵太郎	佐世保市東大久保町8番9号	5 分の 1
松本 清信	佐世保市東大久保町 9 番 48 号	5 分の 1
石田 和彦	佐世保市東大久保町 9 番 6 号	5 分の 1

3 申請不動産の所有権保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 公告期間(異議を述べることができる期間)

令和7年 8 月 25 日から令和7年 11 月 24 日まで

5 異議申出の方法

「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」及び当該申請書に記載する資料を添付して提出すること
(異議申出書は市民生活部 コミュニティ・協働推進課の窓口でお渡しします)。